

り災証明書の発行手続きについて

「り災証明書」は、市が住宅等の被害状況を調査し、その確認をした事実に基づいて交付・発行する被害認定の証明書です。場合によっては、各種の支援を受ける際に必要になる書類です。

【申請方法】

建物ごとに申請をしてください。例として、『母屋』、『離れ』、『物置』、『車庫』がある場合には、4枚（4棟分）の申請書が必要です。

【申請に必要な書類】 ※ 必ず申請者が準備をする書類です ※

- ①り災証明書交付申請書
- ②位置図（被災家屋までの案内図・地図）
- ③被害状況写真（被災家屋の全景写真（四方向から）、被災（破損）箇所の部分写真）
※ 写真はカラー写真でご提出ください。
※ 提出された写真は返却いたしません。
- ④印鑑（認印で結構です）

【調査に関してのお願い】

被災家屋の調査については、所有者の承諾なく敷地内に入り、調査を行うことがありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【り災証明書に関する問合せ先】

潮来市役所税務課 TEL0299-63-1111（内線 135/136）